

○内閣府、総務省、法務省、  
文部科学省、厚生労働省、農林水産省、  
経済産業省、国土交通省、環境省、令第 号

保険業法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第三十八号）附則第四条第一項において読み替えて準用する保険業法（平成七年法律第一百五号）第一百十条第三項の規定に基づき、認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月 日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

法務大臣 平口 洋

文部科学大臣 松本 洋平

厚生労働大臣 上野賢一郎

農林水産大臣 鈴木 憲和

経済産業大臣 赤澤 亮正

国土交通大臣 金子 恭之

環境大臣 石原 宏高

認可特定保険業者等に関する命令の一部を改正する命令

認可特定保険業者等に関する命令（平成二十三年<sup>内閣府、総務省、法務省、</sup>経済産業省、<sup>厚生労働省、農林水産省、</sup>国土交通省、<sup>環境省、</sup>令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

送 出 総

送 出 額

別紙様式第1号 (第33条第1項関係)

別紙様式第1号 (第33条第1項関係)

(日本産業規格A4)

(日本産業規格A4)

年度 ( 年 月 日 から 年 月 日 ) 業務報告書

年度 ( 年 月 日 から 年 月 日 ) 業務報告書

殿 住所 認可特定保険業者名 代表理事氏名

殿 住所 認可特定保険業者名 代表理事氏名

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

年 月 日から 年 月 日までの業務及び財産の状況を次のとおり報告します。

目次

目次

[第1～第5 略]

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

(記載上の注意)

[1～5 略]

[1～5 同左]

[第1・第2 略]

[第1・第2 同左]

第3 貸借対照表

第3 [同左]

年度 ( 年 月 日現在) 貸借対照表 (認可特定保険業者)

年度 ( 年 月 日現在) 貸借対照表 (認可特定保険業者)

(単位：千円)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[略]		[略]	
有形固定資産		その他負債	
[略]		[略]	
使用権資産		リース負債	
[略]		[略]	
無形固定資産			

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
[同左]		[同左]	
有形固定資産		その他負債	
[同左]		[同左]	
リース資産		リース債務	
[同左]		[同左]	
無形固定資産			

[略] 使用権資産 [略]		(純資産の部)	
		[略]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 次の事項を注記すること。ただし、特定の科目に関連する注記については、その関連が明らかになるように記載すること。

(1) [略]

(2) 次に掲げる会計方針に関する事項

[①～⑤ 略]

[削る。]

⑥・⑦ [略]

[③・④ 略]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品（リース負債を除く。）の時価等に関する事項及び金融商品（リース負債、リース債権及びリース投資資産を除く。）の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 次に掲げる賃貸等不動産に関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 賃貸等不動産の状況に関する事項

② 賃貸等不動産の時価に関する事項

賃貸等不動産が、リースにより使用する権利を有する不動産である場合には、②に掲げる事項について記載することを要しない。

[⑦～⑪ 略]

(12) 次に掲げるリースに関する事項（重要性の乏しいものを除く。）

① 会計方針に関する情報

② リース特有の取引に関する情報

③ 当該事業年度及び翌事業年度以降のリースの金額を理解するための情報

認可特定保険業者が借手である場合は①から③までに掲げる事項につ

[同左] リース資産 [同左]		(純資産の部)	
		[同左]	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計	

(記載上の注意)

1 [同左]

(1) [同左]

(2) [同左]

[①～⑤ 同左]

⑥ リース取引の処理方法

⑦・⑧ [同左]

[③・④ 同左]

(5) 金融商品の状況に関する事項、金融商品の時価等に関する事項及び金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

(6) 賃貸等不動産の状況に関する事項及び賃貸不動産の時価に関する事項

[⑦～⑪ 同左]

(12) リース契約（フナインダンス・リース取引に該当するもの）により使用する重要な有形固定資産及び無形固定資産

いて記載し、認可特定保険業者が貸手である場合は②及び③に掲げる事項について記載すること。

ファイナンス・リースの借手である認可特定保険業者が当該ファイナンス・リースについて資産及び負債を計上する会計処理を行っていない場合には、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第108条第4項の規定に従い記載すること。

【13～19】 略

【2～4】 略

5 「使用権資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「使用権資産」を除く。）に含めることができる。

【6～12】 略

#### 第4 損益計算書

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 損益計算書

（認可特定保険業者）

【表略】

（記載上の注意）

【1～4】 略

5 次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

(1) ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

(2) ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

(3) オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

6 リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

【13～19】 同左]

【2～4】 同左]

5 「リース資産」に区分される資産については、「有形固定資産」に属する各科目（「リース資産」及び「建設仮勘定」を除く。）又は「無形固定資産」に属する各科目（「リース資産」を除く。）に含めることができる。

【6～12】 同左]

#### 第4 【同左】

年度（ 年 月 日から 年 月 日まで ） 損益計算書

（認可特定保険業者）

【同左】

（記載上の注意）

【1～4】 同左]

【加える。】

【加える。】

7 [略]  
第5 [略]

5 [同左]  
第5 [同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

## 附 則

### (施行期日)

第一条 この命令は、公布の日から施行する。

### (経過措置)

第二条 この命令による改正後の認可特定保険業者等に関する命令（以下「新命令」という。）別紙様式第一号は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書（保険業法等の一部を改正する法律附則第四条第一項及び第二項において読み替えて準用する保険業法第一百条第一項の規定による業務報告書をいう。以下同じ。）について適用し、同日前に開始する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。ただし、令和七年四月一日以後に開始する事業年度に係る業務報告書については、新命令の規定を適用することができる。

2 前項の規定により事業年度に係る業務報告書に初めて新命令の規定を適用する場合におけるリースに係る会計方針の変更については、新命令に規定する事項に代えて、次に掲げる事項を注記しなければならない。

- 一 新命令の規定を適用して業務報告書を作成する最初の事業年度（以下「適用初年度」という。）の期首の貸借対照表に計上されているリース負債に適用している借手の追加借入利率の加重平均
- 二 前号の追加借入利率で割り引いた適用初年度の前事業年度の末日において開示したリース（ファイナンス・リースを除く。）の未経過リース料と適用初年度の期首の貸借対照表に計上されているリース負債との差額の説明